

の名を以てしたの要出条件を提出す。

七月十日

一、解雇職工は全部復職する事

二、解雇年当の積立を前定する事

三、勤続手当を一年未満 十割分

と小引は三ヶ月を増すものと十割分を増す事

四、年々引当金を増やす事

五、特別手当を以て持たせしめ支給する事

六、口給は会社の口給にあらざりし清原額に費収

入の千均にある事

七、解雇職工の年当は右の積立を設けしぬる後

支給する事

この西女求条件に對し職工側は解雇者と残留者

を従業員と同一と西女求たるは會社側は従業員とは現

在従業員たる者なり解雇者は従業員にあらず

るを以てし従業員と認めざるは出来ず又按之總合は

同類より引く故に交渉するに職工側は應也がた

るは會社は殊留職工を慰撫して解雇者と同

一行動を取りしを避けるはさるる奔走して結果解

雇者も勤続手当の積立は無いが共済金の規約

に依りおれし故に作らぬ世無きも何れ今も中

には作らぬ諸君の意に別々控努力するはを合し

殊留職工の鎖控いつとさるる先月二十八日より殊

留職工は運動に關係を絶ち先月より解雇